

## 宇部市国民健康保険料の減免に関する要綱

平成16年3月26日

要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号。以下条例という。）

第23条及び宇部市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第6号。以下「市規則」という。）の規定に基づき、国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「平均収入月額」とは、生計を一にする世帯全員の申請日の当該年中の1か月当たりの平均収入の見積額をいい、収入の認定方法は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施要領（昭和36年厚生省発社123号）に準ずる。

2 この要綱において「生活保護基準額」とは、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示158号）の第1類、第2類及び加算を加算した需要の額をいう。

(減免の条件)

第3条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号に該当し、生活が困難であると認められる場合において保険料を減免する。生活が困難であると認められる場合とは、平均収入月額が生活保護基準額に1.5を乗じた額以下とする。

(1) 災害又は盗難により損害を受けた場合

(2) 疾病、負傷又はその他の特別な理由による場合

2 国民健康保険法（以下法という）第59条に該当するもの

3 条例第23条第1項第4号に規定するもの

(災害又は盗難により損害を受けた場合の減免)

第4条 災害又は盗難により資産（生計を一にする世帯員の土地、家屋及び生活必需家財をいう。）に損害を受け、その損失額（保険金又は損害賠償金等により補填された額を除く。）が資産価格の10分の3以上である場合は、別表第一に定める減免率を保険料に乗じて得た額を保険料から減額する。

(疾病、負傷又はその他の特別な理由による場合の減免)

第5条 疾病、負傷又はその他の特別な理由により、申請日の当該年中の総所得金額の見積額が前年の総所得金額の10分の3以上減少した場合、別表第二に定める減免率を保険料所得割額に乗じて得た額を保険料所得割額から減額し、条例第17条の2の規定に該当する場合は均等割額及び平等割額を減額する。

(法第59条に該当する場合の減免)

第6条 当該被保険者が給付制限を受けた期間の保険料を減免する。

(条例第23条第1項第4号に規定する場合の減免)

第7条 旧被扶養者に係る所得割は、所得の状況にかかわらず賦課しない。

2 旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び平等割額については、次の割合により、これを減免

する。ただし、減額5割及び7割該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。

(1) 均等割額減額非該当世帯に属する旧被扶養者については5割減額する。

(2) 均等割額2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については軽減前の3割減額する。

(3) 旧被扶養者のみ被保険者加入で構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯又は特定世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年12月27日政令第362号)第29条の7第2項第9号ロに規定する世帯をいう。)である場合は減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯 軽減前の3割

(減免の適用期間)

第8条 減免の適用期間は、次の区分による。

(1) 第4条の減免は、減免事由が発生した日の月から12ヶ月間とする。

(2) 第5条の減免は、減免事由の発生を申請した日から当該調定年度中に到来する納期までとする。

(3) 第6条の減免は、当該被保険者が給付制限を受けた期間とする。

(4) 第7条の減免は、条例第23条第4項各号及び附則第5条に該当する期間とする。

(処分結果の通知)

第9条 市長は、市規則第21条の国民健康保険料減免等申請を受理した日から起算して21日以内に、申請に係る処分結果を市規則第21条第2項の国民健康保険料減免等承認書で通知するものとする。ただし、やむを得ない事由により通知することができない場合は30日を限度として通知するものとする。また、第3条第3項に基づく申請については、申請時に審査することとして、処分結果について別に通知を行わない。

(減免の取消)

第10条 市長は、偽りの申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた納付義務者がある場合において、これを発見したときは、直ちに当該保険料の減免を取り消す。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この要綱は平成16年4月1日から施行し、平成16年6月1日以後に納期の到来する保険料から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成23年11月8日から施行する。

別表第一（第4条関係）

前年の所得	損害割合	
	30%以上 50%未満	50%以上
5,000,000 円未満	0.7	1.0
5,000,000 円以上	0.5	0.7

別表第二（第5条関係）

前年の所得	所得減少割合					
	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上
1,200,000 円未満	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0
1,200,000 円以上 2,400,000 円未満	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
2,400,000 円以上 3,600,000 円未満	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
3,600,000 円以上	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8